



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
一人で悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報

*持病の話題に乗せられて？家庭用電気治療器具の訪問販売

「どこか体に悪いところはないか」という電話が突然あり、「腰が悪い」と伝えたところ、「もみ方の指導に行く」と言われ、数日後に男性が自宅に来た。電気治療器の体験をさせられ、6時間も居座り、断りきれず38万円で契約してしまった。「1週間では効果がないので10日間は使用するように」と言われたがクーリング・オフしたい。(当事者：80歳代 女性)

【ひとこと助言】

電話で健康に関する話題を持ちかけ、訪問してきた営業員から、高額な家庭用電気治療器具の購入を勧められたという相談が寄せられています。商品を販売するという目的を隠して健康相談をしたり、器具を試させたりしながら近づいてくる事業者もいますので注意が必要です。

電話がかかってきた時点で、商品の販売を目的としていないかを確認し、必要なければ商品の購入、自宅への来訪をきっぱり断りましょう。

契約書面が渡されていない場合や、不備のない正しい記載がなされている契約書面を受け取った日から8日以内である場合等はクーリング・オフが出来るので、困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等へご相談ください(消費者ホットライン188)。

*以上、国民生活センター「見守り新鮮情報第315号」より引用・抜粋

多重債務者のための無料法律相談会を開催します

借金の返済でお困りの方を対象に無料法律相談会を開催します。相談は無料ですので、ぜひご相談ください。弁護士、司法書士、消費生活相談員が相談に応じます。(秘密厳守) また、各会場で「心の健康相談」の実施を予定しておりますので、希望される方は併せてお申込みすることも可能です。

◆期日・会場

- ・11月15日(木) 茨城県土浦合同庁舎第一分庁舎(土浦市真鍋5-17-26)
- ・11月16日(金) 日立シビックセンター(日立市幸町1-21-1)
- ・11月18日(日) 茨城県水戸合同庁舎(水戸市柵町1-3-1)
- ・11月19日(月) つくば市豊里交流センター(つくば市高野1197-20)



◆時間 午後1時～4時30分 ◆対象 多重債務者(借金の返済にお困りの方) ◆応募資格 特になし

◆人数 各会場定員10名※事前予約制、定員になり次第締切り。 ◆料金 無料

◆申込方法 事前に茨城県生活文化課(☎029-301-2829)へ電話にてお申込みください。

※申込受付は10月29日(月)から開始(土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで)

◆申込締切 11月14日(水)まで※定員になり次第締切 ◆問合せ 茨城県生活文化課 ☎029-301-2829
ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/sodan/index.html>

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】11月9日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)

月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン(全国共通) ☎1888 ※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379